





存権という日本国憲法の原点を消し去つてゐる。

そして、戦力の不保持を宣言した憲法第九条第二項の削除、表現の自由などの基本的人権の公的性

序を理由にした制限、改憲手続の緩和など、憲法が憲法ではなくなる内容である。日本国憲法は割り切らなければ、国民の権力より重圧で、國民主権、

定から約七十年、国民の様々な運動で回復され、基本的人権の実現、恒久平和の追求という基本理念を守り、発展させてき歴史がある。一方で、

急を守り、發展させながら歴史がある。一方で、法がないがしろにした政治を進めた結果、年収二百万円以下のワーキングプアが一千万人を超えて、

百万戸以上の少子化が一々不況起きた雇用劣化・国民の貧困化が深刻になつてゐる。貧困と格差の玄がつは、子供たちの生活にも深刻な

因の相違の所から、二種類の外洋に沿岸の開拓が進んでゐる。この影響を与えてゐる。憲法をもつと積極的にいかんとする、發展させ、國民が主人公の日本、平和のうえ

に人間らしく生き働く日本を実現していくことが今こそ必要である。

については、次の事項について実現を図られたい。

一、憲法の平和原則を守り、日本を戦争できないこと。

第三三四六号 平成三十年六月七日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めるに関する請願

請願者 東京都東村山市 濱野秀樹 外  
百一名

紹介議員 糸数 慶子君

卷之三

六月十五日本審査会に左の案件が付託された。

願(第二四八二号)(第二四八三号)(第二四一  
四号)(第二四八五号)(第二四八六号)(第二二

八七号) (第二四八八号) (第二四八九号) (第二四九〇号) (第二四九一号) (第二四九二号) (第二四九三号)

一四九三号) (第二四九四号) (第二四九五号)  
一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、

主主義をいかす政治の実現を求めるに





憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることが関する請願

請願者 大阪府貝塚市 寺岡一馬 外一万

二千百六十八名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第二八一四号 平成三十年七月六日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることが関する請願

請願者 德島県板野郡北島町 砂川勉 外

一万二千百六十八名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第二八一五号 平成三十年七月六日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることが関する請願

請願者 さいたま市 角田芳子 外一万二千百六十八名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第二八一六号 平成三十年七月六日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることが関する請願

請願者 岐阜県美濃加茂市 片岡姫子 外

一万二千百六十八名

紹介議員 武田 良介君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第二八一七号 平成三十年七月六日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることが関する請願

請願者 大阪府吹田市 吉川輝子 外一万二千百六十八名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることが関する請願

請願者 福岡県大牟田市 平野恭子 外

万二千百六十八名

紹介議員 仁比 聰平君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第二八一九号 平成三十年七月六日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることが関する請願

請願者 北九州市 寺野久良子 外一万二千百六十八名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第二八二〇号 平成三十年七月六日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることが関する請願

請願者 広島県竹原市 新轍敏久 外一万二千百六十八名

紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第二八四七号 平成三十年七月九日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 大阪府枚方市 桐越都 外四百三十七名

紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

大戦での悲惨な体験の上に、戦争を違法とする世界の流れと平和と民主主義を求める日本国民の努力によつて生み出された。特に、第九条で掲げた戦争の放棄、戦力の不保持・交戦権の否認は、紛争を平和的に解決しようとする二十一世紀の平和の理念として輝いている。ところが、今、第九条を変えようとする動きが強まっている。発議要件を緩和して改憲をしやすくし、その上で国防軍創設のために第九条を変えようという動きである。憲法解釈を変更して、集団的自衛権の行使を可能にする法整備を行おうとする解釈改憲の動きも急である。この狙いは、アメリカの軍隊と共に自衛隊が海外で戦争できるようにするもので、国際紛争解決のための武力行使を禁ずる憲法の基本理念とは一致しない。今こそ、日本国憲法の恒久平和、国民主権、基本的人権の三原則を始めとする各条項の遵守が求められている。特に、平和のうちに生き、暮らしたいとの国民の総意を反映した憲法第九条を政治・外交にいかし、日本が世界平和に貢献するよう求めることだ。

ついで、次の事項について実現を図られたい。

- 憲法を改悪せず、第九条を守り抜き、平和のためにいかすこと。

第二八六六号 平成三十年七月十二日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることが関する請願

請願者 埼玉県熊谷市 廣瀬久子 外六千二百三十二名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第二八六二号 平成三十年七月十一日受理

憲法を改悪せず、第九条を守り抜くことに関する請願

請願者 北海道小樽市 澤田良子 外四名

紹介議員 紙 智子君

世界の人々の願いは、戦争も核兵器もなく平和に生きることである。日本国憲法は、第二次世界